次

目

規

則

岐阜県長良川スポー ツプラザ条例施行規則の一部を改正す 岐阜県長良川球技場条例施行規則の一部を改正する規則 岐阜アリー ナ利用料金規則の一部を改正する規則

部を改正する規則 岐阜県クリスタルパーク恵那スケート場条例施行規則の

岐阜県スポー ツ科学センター 条例施行規則の一部を改正す 岐阜県川辺漕艇場条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県県民ふれあい会館条例施行規則の一部を改正する規

岐

飛驒・世界生活文化センター 条例施行規則の一部を改正す ぎふ清流文化プラザ条例施行規則の一部を改正する規則

南飛驒健康増進センター条例施行規則の一部を改正する規

を改正する規則 岐阜産業会館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部

ソフトピアジャ パンセンター 条例施行規則の一部を改正す

岐阜県科学技術振興センター 条例施行規則の一部を改正す

岐阜県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則 (新産業・エネルギー 振興課

(1)

同

三三

創 造 Ξ

四三

同 文

化

五

同

医 療 課 六

(保

健

商 I 政 策 課 七

技 術 課 八 九九

(地域スポーツ課)

\_;

=

同

岐阜県規則第十九号

同 同

同

改正する。

中「一、四四〇円」を「一、四七〇円」に改め、同表可動ステージの項中「一〇、二七 四〇円」に改め、同表三人掛用補助いすの項及び一人掛用補助いすの項中「いす」を リーンの項中「一、〇三〇円」を「一、〇五〇円」に改め、同表講演卓の項中「一、四 ジェクター (スクリーン付き)の項中「五一〇円」を「五二〇円」に改め、同表映写スク 同表空調設備の項中「四、一一〇円」を「四、一九〇円」に改め、同表ダイレクトプロ を「六六〇円」に改め、同表ピアノの項中「一、九四〇円」を「一、九八〇円」に改め、 三〇円」を「一、六六〇円」に改め、同表ホールの照明設備(白熱灯及び水銀灯)の項中 「椅子」に改め、同表放送設備の項中「三、二四〇円」を「三、三〇〇円」に、「一、六 〇円」を「一〇、四六〇円」に改め、同表舞台照明の項中「二、五九〇円」を「二、六 会議室及び第四会議室の項中「二九〇円」を「三〇〇円」に改め、同表特別会議室の項 「六、一七〇円」を「六、二八〇円」に改め、同表電光式得点表示盤の項中「六五〇円」 に改める 〇円』を「一、四四〇円」に改め、同表司会卓の項中「九八〇円」を「一、〇〇〇円 別表第一会議室及び第二会議室の項中「五八〇円」を「五九〇円」に改め、

(--)

号

外

平 成三十一年 三 月二十八日

則

規

岐阜アリーナ利用料金規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十八日

岐阜県知事 田

古

岐阜アリーナ利用料金規則(昭和四十年岐阜県規則第五十九号)の一部を次のように 岐阜アリー ナ利用料金規則の一部を改正する規則

平成三十一年三月二十八日

毎週 (金曜日) 発行

岐 阜

県 公 報

号 外

都

市

公

園課)

岐阜県規則第二十一号

附

この規則は、平成三十一年十月一日から施行する

岐阜県長良川球技場条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十八日

岐阜県知事

古

田

岐阜県規則第二十号

岐阜県長良川球技場条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県長良川球技場条例施行規則(平成三年岐阜県規則第三十九号)の一部を次のよう

第三駐車場」に改める。 第二条第一項ただし書及び第三条第二項中「、第三駐車場又は第四駐車場」を「又は

第六条第一項及び第二項中「、第三駐車場及び第四駐車場」を「及び第三駐車場」に

二〇〇」に、「一、九四〇」を「一、九八〇」に、「五、七三〇」を「五、八四〇」に 別表1の表会議室の項中「一、六三〇」を「一、六六〇」に、「二、一六〇」を「二、

の項中「六、九一〇」を「七、〇四〇」に改める。 〇」に改め、同部三分の二灯の項中「四、五四〇」を「四、六二〇」に改め、同部全灯 別表2の表照明設備 (夜間照明) の部三分の一灯の項中「二、二七〇」を「二、三一

岐

1の表及び2の表の改正規定は同年十月一日から施行する。 この規則中第二条、第三条及び第六条の改正規定は平成三十一年四月一日から、別表

岐阜県長良川スポーツプラザ条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十八日

岐阜県知事 古 田

岐阜県長良川スポー ツプラザ条例施行規則の一部を改正する規則

次のように改正する。 岐阜県長良川スポー ツプラザ条例施行規則(平成五年岐阜県規則第五十六号)の一部を

三〇」に、「六、五八」を「六、七〇〇」に、「一九、二三」を「一九、五八〇」 別表大会議室の項中「五、四五」を「五、五五〇」に、「七、二 」を「七、三

四10」に、「二、 六 」を「二、100」に、「六、1八 」を「六、1九0」に に改め、同表研修室の項中「一、七五 」を「一、七八 」に、「二、三七 」を「二、

この規則は、平成三十一年十月一日から施行する。

公布する。 岐阜県クリスタルパーク恵那スケート場条例施行規則の一部を改正する規則をここに

平成三十一年三月二十八日

岐阜県知事

古

田

岐阜県規則第二十二号

岐阜県クリスタルパー ク恵那スケート場条例施行規則の一部を改正する規則

七号)の一部を次のように改正する。 岐阜県クリスタルパーク恵那スケート場条例施行規則(平成十七年岐阜県規則第八十

「一、二五〇」に改め、同表トレーニング器具の項中「三九〇」を「四〇〇」に、「三、 り」を「当たり」に、「一、二三〇」を「一、二五〇」に改め、同表競技大会用設備・ 九〇〇』を「四、〇〇〇」に改め、同表附属施設の項中「三、二一〇」を「三、二七〇」 に改め、同表氷上スポーツ用具の項中「六二〇」を「六三〇」に、「一、二三〇」を 器具の項中「二四、六九〇」を「二五、一五〇」に、「六、一七〇」を「六、二八〇」 別表スケート用具の項中「六二〇」を「六三〇」に改め、同表夜間照明の項中「あた 「四九〇」を「五〇〇」に、「一、二三〇」を「一、二五〇」に改める。

この規則は、平成三十一年十月一日から施行する。

岐阜県川辺漕艇場条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十八日

岐阜県知事 古 田

岐阜県規則第二十三号

岐阜県川辺漕艇場条例施行規則の一部を改正する規則

うに改正する。 岐阜県川辺漕艇場条例施行規則(平成二十二年岐阜県規則第九十七号)の一部を次のよ

「一、三九〇」に、「一、一〇〇」を「一、一四〇」に改め、同表二人漕ぎ舟艇の項及び 「一、二三〇」を「一、二五〇」に、二一、一〇〇」を「二、一四〇」に改め、同表モー ターボートの項中「一、九七〇」を「二、○一〇」に、「二、八四〇」を「二、八九〇」 三〇」に改める。 に、「三、九五〇」を「四、〇二〇」に、「五、六八〇」を「五、七九〇」に改める。 一人漕ぎ舟艇の項中「八六〇」を「八八〇」に、「一、三六〇」を「一、三九〇」に、 別表二の表会議室の項中「九九〇」を「一、〇一〇」に、「一、一一〇」を「一、一 別表一の表四人漕ぎ舟艇の項中「九九〇」を「一、〇一〇」に、「一、三六〇」を

岐

この規則は、平成三十一年十月一日から施行する。

岐阜県スポーツ科学センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十八日

古 田

岐阜県知事

岐阜県スポー ツ科学センター 条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県規則第二十四号

部を次のように改正する。 岐阜県スポーツ科学センター条例施行規則(平成二十八年岐阜県規則第七十四号)の一

3)

別表浴室 (宿泊室の使用者が利用する場合を除く。) の項中「五〇〇」を「五一〇」

に改める。 附

この規則は、平成三十一年十月一日から施行する。

岐阜県県民ふれあい会館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十八日

岐阜県知事

古

田

岐阜県規則第二十五号

岐阜県県民ふれあい会館条例施行規則の一部を改正する規則

のように改正する。 岐阜県県民ふれあい会館条例施行規則(平成六年岐阜県規則第二十七号)の一部を次

「一、〇八〇」を「一、一〇〇」に改め、同表その他の附属設備等の部サービス台の項 「一〇、八〇〇」を「一一、〇〇〇」に改め、同部コンパクトディスクプレーヤーの項 を「一一、〇〇〇」に改め、同部議長ユニットの項中「五四〇」を「五五〇」に改め、 中「一、〇八〇」を「一、一〇〇」に改め、同部同時通訳設備の項中「一〇、八〇〇」 「一、〇八〇」を「一、一〇〇」に改め、同部連続録音用カセットテープデッキの項中 クリーンの項中「五四〇」を「五五〇」に改め、同部カセットテープレコーダーの項中 「一、三〇〇」を「一、三二〇」に改め、同部オーバーヘッドプロジェクターの項及び 中「五四〇」を「五五〇」に改め、同部講演卓子の項中「一、〇八〇」を「一、一〇〇」 同部参加者ユニットの項中「四三〇」を「四四〇」に改め、同部カラーテレビの項中 **同部プロジェクター (移動式) の項中「二、〇五〇」を「二、〇九〇」に改め、同部ス** スライドフィルムテレビコンバーターの項中「一、〇八〇」を「一、一〇〇」に改め、 画カメラの項中「二、一六〇」を「二、二〇〇」に改め、同部ワイヤレスマイクの項中 クターの項及びビデオモニターの項中「三、二四〇」を「三、三〇〇」に改め、同部書 ディスクプレーヤーの項中「一、〇八〇」を「一、一〇〇」に改め、同部ビデオプロジェ セットテープレコーダーの項中「一、五一〇」を「一、五四〇」に改め、同部レーザー **同部拡声装置(移動式)の項中「四、七五〇」を「四、八四〇」に改め、同部ビデオカ** 別表第二1の表音響設備の部拡声装置の項中「二、一六〇」を「二、二〇〇」に改め、

「三二〇」を「三三〇」に改め、 の規定中「四三〇」を「四四〇」に改め、同部金びょうぶの項中「一、八四〇」を「一、 を「六〇」に改める。 〇」に改め、同部パントリーの項中「一〇、八〇〇」を「一一、〇〇〇」に改め、同部 の項中「五四〇」を「五五〇」に改め、同部ピアノの項中「三、八九〇」を「三、九六 八七〇」に改め、同部花瓶 (一) の項中「七六〇」を「七七〇」に改め、同部花瓶 (二) 持込器具電源利用料金の項中「持込器具電源利用料金」を「持込器具電源」に、「五〇」 同部司会卓子の項中「四三〇」を「四四〇」に改め、 **同部花台 (二) の項から可動ステージ (二) の項まで** 同部花台 (一) の項中

器具電源」に、「五〇」を「六〇」に改める。 「二〇、九七〇」を「二一、三六〇」に改め、同部チェンバロの項中「一〇、 製ピアノの項中「七、五五〇」を「七、六九〇」に改め、同部パイプオルガンの項中 を「一、三二〇」に改め、同部デジタルオーディオテープレコーダーの項からレコード に改め、同部つりマイクの項からカセットテープレコーダーの項までの規定中「一、○ を「二、二〇〇」に改め、同部ワイヤレスマイクの項中「一、三〇〇」を「一、三二〇」 の項中「四三〇」を「四四〇」に改め、同表音響設備の部拡声装置の項中「二、一六〇」 ロワット) の項中「三二〇」を「三三〇」に改め、同部スポット (一・五キロワット) **同部ピンスポットの項中「三、二四〇」を「三、三〇〇」に改め、同部スポット (一キ** 明Bセット(色照明・色変化有り)の項中「一〇、八〇〇」を「一一、〇〇〇」に改め、 の部照明Aセット(演奏会用)の項中「五、四〇〇」を「五、五〇〇」に改め、同部照 瓶の項中「五四〇」を「五五〇」に改め、同部式次第掛けの項中「三二〇」を「三三〇」 〇」を「一、一〇〇」に改め、同部花台の項中「三二〇」を「三三〇」に改め、同部花 演卓子の項中「一、九四〇」を「一、九八〇」に改め、同部司会卓子の項中「一、〇八 三〇〇』に改め、同部持込器具電源利用料金の項中「持込器具電源利用料金」を「持込 を「一一、〇〇〇」に改め、同部映像及び音声の記録装置の項中「三、二四〇」を「三、 プレーヤーの項までの規定中「一、〇八〇」を「一、一〇〇」に改め、同表その他の附 八〇』を「一、一〇〇」に改め、同部オープンテープレコーダーの項中「一、三〇〇」 に改め、同部金びょうぶの項中「二、一六〇」を「二、二〇〇」に改め、同表照明設備 **属設備の部外国製ピアノの項中「一一、八八〇」を「一二、一〇〇」に改め、同部日本** 別表第二2①の表舞台設備の部指揮台の項中「九七〇」を「九九〇」に改め、 1007 同部講

岐

阜

県

公

報

別表第二2②の表音響設備の部拡声装置の項中「二、一六〇」を「二、二〇〇」 同部カセットテープレコーダーの項及びコンパクトディスクプレーヤーの項中「一、 に改

> <u>0</u>人0 〇」を「二、五三〇」に改める。 を「一、一〇〇」に改め、 同表その他の附属設備の部ピアノの項中「二、四八

この規則は、平成三十一年十月一日から施行する。

ざふ清流文化プラザ条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成三十一年三月二十八日

岐阜県知事

古

田

岐阜県規則第二十六号

ぎふ清流文化プラザ条例施行規則 (平成六年岐阜県規則第九十号) の一部を次のよう ぎふ清流文化プラザ条例施行規則の一部を改正する規則

に改正する。

を「一、七六〇」に改め、同部スポットライト (一キロワット) の項中「四三〇」を 中「一、八八〇」を「一、九一〇」に改め、同部天井板反射ライトの項中「一、七三〇」 部ボーダーライトの項中「一、一九〇」を「一、二一〇」に改め、同部ストリップライ **ト」に、「一、八八〇」を「一、九一〇」に改め、同部アッパーホリゾントライトの項** 同部ロアー ホリゾンライトの項中「ロアー ホリゾンライト」を「ロアー ホリゾントライ 同部照明Bセット(演奏会、演劇用)の項中「九、二九〇」を「九、四六〇」に改め、 明設備の部照明Aセット(講演会用)の項中「四、三二〇」を「四、四〇〇」に改め、 〇九〇」に改め、同部松羽目幕の項中「二、五四〇」を「二、五九〇」に改め、同表照 を「三三〇」に改め、同部びょうぶ (金、銀、鳥の子) の項中「二、〇五〇」を「二、 に改め、同部司会卓子の項中「九七〇」を「九九〇」に改め、同部花台の項中「三二〇」 「七六〇」を「七七〇」に改め、同部講演卓子の項中「一、四〇〇」を「一、四三〇」 込みパネルの項中「二、五九〇」を「二、六四〇」に改め、同部バレエ用シートの項中 〇」を「四四〇」に改め、同部地がすりの項中「八六〇」を「八八〇」に改め、同部蹴 **同部毛せん(小)の項中「五〇」を「六〇」に改め、同部フェルト毛せんの項中「四三** に改め、同部エリプソイダルスポットライトの項中「六五〇」を「六六〇」に改め、同 **|四四〇| に改め、同部スポットライト (五〇〇ワット) の項中「二九〇」を「三〇〇|** 別表一の表舞台設備の部所作台の項中「一一、七七〇」を「一一、九九〇」に改め、

報

岐

二〇」を「一、六五〇」に改め、同部ブルーレイディスクプレーヤーの項中「九七〇」 「一一、八八〇」を「一二、一〇〇」に改め、同部指揮台の項中「九七〇」を「九九〇」 **〇」を「六六〇」に改め、同部ストロボスコープの項中 ニー、四八〇」を ニー、五三〇」** を「九九〇」に改め、同表その他の附属設備の部コンサート用ピアノ (日本製) の項中 **クターの項中「四、三二〇」を「四、四〇〇」に改め、同部スクリーンの項中「一、六** 備の部スライド映写装置の項中「一、○八○」を「一、一○○」に改め、同部プロジェ ダーの項中「一、三○○」を「一、三二○」に改め、同部ミニディスクレコーダーの項 カー (スタンド付き) の項中「七六〇」を「七七〇」に改め、同部オープンテープレコー め、同部つりマイク装置の項中「一、〇八〇」を「一、一〇〇」に改め、同部移動スピー 四〇」を「五五〇」に改め、同部ワイヤレスマイクの項中「四三〇」を「四四〇」に改 マシーンの項中「三二〇」を「三三〇」に改め、同部オーロラマシーンの項中「九七〇」 **同部センターレスダブルマシーンの項中「五四〇」を「五五〇」に改め、同部リップル に改め、同部エフェクトスポットライトの項中「一、五一〇」を「一、五四〇」に改め、** に改め、同部持込器具電源の項中「五〇」を「六〇」に改める。 からレコードプレーヤーの項までの規定中「八六〇」を「八八〇」に改め、同表映像設 を「九九〇」に改め、同表音響設備の部拡声装置 (マイク二本を含む。) の項中「二、 一六〇」を「二、二〇〇」に改め、同部コンデンサマイク (スタンド付き) の項中「五 (十二灯用) の項中「二七〇」を「二八〇」に改め、 五六〇」を「七、七〇〇」に改め、同部コンサート用ピアノ(外国製)の項中 (キャスター付き)の項中「四、五四〇」を「四、六二〇」に改め、同部移動スピー 同部ミラーボールの項中「六五

四〇」に改め、同表持込器具電源の項中「五〇」を「六〇」に改める。 別表二の表グランドピアノ (第四練習室を除く。) の項中「一、五一〇」 を「一、五

この規則は、平成三十一年十月一日から施行する

飛驒・世界生活文化センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十八日

岐阜県知事

古

田

岐阜県規則第二十七号

5 )

飛驒・世界生活文化センター 条例施行規則の一部を改正する規則

部を次のように改正する。 飛驒・世界生活文化センター条例施行規則(平成十三年岐阜県規則第九十四号)の

ライト (一キロワット) の項中「一、九五〇」を「一、九九〇」に改め、同部エリプソ パーライト (一キロワット) の項中「三一〇」を「三二〇」に改め、同部パーライト 明Aセット(スポットライト、パーライト、エリプソイダルスポットライトの計二〇キ りの項中「三、三一〇」を「三、三七〇」に改め、同部舞台用黒板の項中「六四〇」を 五〇」に改め、同部効果機器類の項中「一、一七〇」を「一、一九〇」に改め、 の項中「一、六〇〇」を「一、六三〇」に改め、同部ストロボの項中「六四〇」を「六 ライトの項中「六六〇」を「六七〇」に改め、同部エフェクト用プロジェクターライト アーホリゾントライト」に、「二、〇〇〇」を「二、〇四〇」に改め、同部ストリップ トライト」に改め、同部ロアー ホリゾンライトの項中「ロアーホリゾンライト」を「ロ 部ピンスポットライト (ーキロワット) の項中「三、三五〇」を「三、四一〇」に改め、 ンスポットライト (二キロワット) の項中「四、〇六〇」を「四、一四〇」に改め、同 イダルスポットライト (五七五ワット) の項中「五〇〇」を「五一〇」に改め、同部ピ **(五〇〇ワット)の項中「三〇〇」を「三一〇」に改め、同部エリプソイダルスポット** め、同部スポットライト (一キロワット) の項中「六八〇」を「六九〇」に改め、同部 〇キロワットまでとボーダーライト)の項中「一四、九三〇」を「一五、二〇〇」に改 部照明Cセット (スポットライト、パーライト、エリプソイダルスポットライトの計六 キロワットまでとボーダーライト)の項中「九、二九〇」を「九、四六〇」に改め、同 照明Bセット (スポットライト、パーライト、エリプソイダルスポットライトの計四〇 ロワットまでとボーダーライト)の項中「四、三二〇」を「四、四〇〇」に改め、同部 に改め、同部長座布団の項中「一七〇」を「一八〇」に改め、同表舞台照明設備の部照 ザの項中「三三〇」を「三四〇」に改め、同部緋毛せんの項中「六三〇」を「六四〇」 同部ポータブル反射板の項中「一〇、二九〇」を「一〇、四八〇」に改め、同部上敷ゴ 「六五〇」に改め、同部張出舞台の項中「一三、八二〇」を「一四、〇八〇」に改め、 を「八三〇」に改め、同部めくり台の項中「二九〇」を「三〇〇」に改め、 同部演台の項中「一、四二〇」を「一、四四〇」に改め、同部司会者台の項中「八一〇」 同部アッパー ホリゾンライトの項中「アッパー ホリゾンライト」を「アッパー ホリゾン 『設備の部拡声装置 (マイク二本を含む。) の項中「二、一六〇」を「二、二〇〇」に 別表一の表舞台設備の部金びょうぶの項中「一、八七〇」を「一、九〇〇」 同部地がす

の項中「一、〇九〇」を「一、一一〇」に改め、同部DATレコーダーの項を削り、 利用料金」を「持込器具電源」に、「五〇」を「六〇」に改め、同部空調設備の項中 部ステージスピーカーの項中「七、〇七〇」を「七、二一〇」に改め、同部移動式スピー を「八七〇」に改める。 「一、〇二〇」を「一、〇三〇」に改め、同部照明設備の項中「二、一一〇」を「二、 〇」に改め、同表体育器具の部ゲートボール用具の項中「一九、四一〇」を「一九、七 項中「二〇〇」を「二一〇」に改め、同部コンデンサーマイクロホンの項中「三〇〇」 カーの項中「一、〇八〇」を「一、一〇〇」に改め、同部ダイナミックマイクロホンの 七〇」に改め、同表その他の附属設備の部持込器具電源利用料金の項中「持込器具電源 を「三一〇」に改め、同部ワイヤレスマイクロホンの項中「一、〇九〇」を「一、一一 一五〇」に、「一、〇六〇」を「一、〇八〇」に改め、同部床暖房設備の項中「八五〇」 同部カセットデッキの項中「七〇〇」を「七二〇」に改め、 同部MDプレー 7 同

部三点吊マイク装置の項中「三点吊マイク装置」を「三点吊マイク装置」に、「一、○ 「一二、二五〇」に改め、同表その他の附属設備の部チェロ用椅子の項中「二八〇」 〇」に改め、同部移動式スピーカーの項中「一、〇八〇」を「一、一〇〇」に改め、同 Tレコーダーの項を削り、同部ステージスピーカーの項中「七、〇七〇」を「七、二一 「二、〇四〇」に改め、同表音響設備の部拡声装置 (マイク二本を含む。) の項中「二、 の項中「ロアーホリゾンライト」を「ロアーホリゾントライト」に、「二、〇〇〇」を 「三、三五〇」を「三、四一〇」に改め、同部アッパーホリゾンライトの項中「アッパー 〇六〇」を「四、一四〇」に改め、同部ピンスポットライト(一キロワット)の項中 〇」に改め、 まちの項中「四一〇」を「四二〇」に改め、同部仮設用花道の項中「三〇〇」を「三一 四〇」に改め、同部所作台の項中「一〇、二二〇」を「一〇、四一〇」に改め、同部か 黒板の項中「六四〇」を「六五〇」に改め、同部バレエシートの項中「六三〇」を「六 同部演台の項中「一、四二〇」を「一、四四〇」に改め、同部司会者台の項中「八一〇」 に改め、同部MDプレーヤーの項中「一、〇九〇」を「一、一一〇」に改め、同部DA ホリゾンライト」を「アッパーホリゾントライト」に改め、同部ロアーホリゾンライト を「八三〇」に改め、同部めくり台の項中「二九〇」を「三〇〇」に改め、同部舞台用 一六〇」を「二、二〇〇」に改め、同部カセットデッキの項中「七〇〇」を「七二〇」 別表二の表舞台設備の部金びょうぶの項中「一、八七〇」を「一、九〇〇」に改め、 を「一、一〇〇」に改め、同表映像設備の部映像設備の項中「一二、〇三〇」 **同表舞台照明設備の部ピンスポットライト (二キロワット) の項中「四、** 

岐

阜

県

公

報

を「六〇」に改める。 込器具電源利用料金の項中「持込器具電源利用料金」を「持込器具電源」に、「五〇」 に改め、 「二九〇」に改め、 同部同時通訳設備の項中「一〇、八〇〇」を「一一、〇〇〇」に改め、 同部コンサート用ピアノの項中「一一、八八〇」を「一二、

ドカメラの項中「一、三九〇」を「一、四二〇」に改め、同表スタンド式スクリーンの 液晶プロジェクターの項中「二、六三〇」を「二、六八〇」に改め、同表オーバーヘッ 料金」を「持込器具電源」に、「五〇」を「六〇」に改める。 項中「五〇」を「六〇」に改め、同表持込器具電源利用料金の項中「持込器具電源利用 に改め、同表マシンラックの項中「一七〇」を「一八〇」に改め、同表展示用パネルの 項中「七〇〇」を「七二〇」に改め、同表映写テーブルの項中「二八〇」を「二九〇」 を「二、二〇〇」に改め、同表OAボードの項中「五〇〇」を「五一〇」に改め、同表 を「四、三二〇」に改め、同表拡声装置 (マイク二本を含む。) の項中「二、一六〇」 **別表三の表映像設備 (大会議室のみ。) の項中「のみ。」を「のみ」に、「四、二四〇** 

に改め、同表照明設備の項中「四、三二〇」を「四、四〇〇」に改める。 源利用料金の項中「持込器具電源利用料金」を「持込器具電源」に、「五〇」を「六〇 (マイク二本を含む。) の項中「二、一六〇」を「二、二〇〇」に改め、同表持込器具電 別表四の表映像設備の項中「四、二四〇」を「四、三二〇」に改め、同表拡声装置 同表ステー

〇」に改める。 **〇」を「三、八二〇」に改め、同表イベントテントの項中「一、五二〇」を「一、五五** ジの項中「四、六七〇」を「四、七五〇」に改め、同表ピッグテントの項中「三、七五 別表五の表ステージテントの項中「三、二九〇」を「三、三六〇」に改め、

別表備考第五号中「持込器具電源利用料金」を「持込器具電源」に改める。

この規則は、平成三十一年十月一日から施行する

南飛驒健康増進センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十八日

岐阜県知事 古 田

岐阜県規則第二十八号

7 )

岐

## 南飛驒健康増進センター 条例施行規則の一部を改正する規則

次のように改正する。 南飛驒健康増進センター条例施行規則(平成十六年岐阜県規則第四十五号) の 一部を

を「午前十時」に改める。 第六条第一項中「キャンプ縄文」の下に「を宿泊に使用する場合」を加え、「正午」

別表中 ţ 四 四〇〇 <u>=</u> を 四 ţ 四〇〇 五四〇

に改め、同表拡声装置 (マイクニ本

二七〇」に改め、同表スライド映写機の項中「三、ハ一〇」を「三、八八〇」に改め、 ○」を「一、二一○」に改め、同表液晶プロジェクターの項中「三、二一○」を「三、 同表小型プロジェクターの項中「一、二〇〇」を「一、二二〇」に改め、同表オーバー の項中「二、〇五〇」を「二、〇九〇」に改め、同表デジタルビデオカメラの項中「一、 め、同表移動式ステージの項中「五八〇」を「五九〇」に改め、同表ノンリニア編集機 の項中「二七〇」を「二八〇」に改め、同表講演台の項中「三一〇」を「三二〇」に改 ヘッドプロジェクターの項中「四二〇」を「四三〇」に改め、同表プラズマディスプレ を含む。) の項中「二、一六〇」を「二、二〇〇」に改め、同表CD/MDプレーヤー **イ(四三型)の項中「三、三四〇」を「三、四〇〇」に改め、同表備考第一号を次のよ** 一一〇」を「一、一三〇」に改め、同表編集用ノート型コンピュータの項中「一、一九

この表に掲げる額は、時間帯区分の午前又は午後に使用する場合 (ノンリニア編 集機を使用する場合を除く。)の額とする。

加え、同号ただし書を削り、同表備考第四号を削り、同表備考第五号中「使用料の」 合 (ノンリニア編集機を使用する場合を除く。)」に改め、「使用料の」を削り、「定める」 を「掲げる」に、「その端数」を「これ」に改め、「計算する」の下に「ものとする」を の」を削り、「定める」を「掲げる」に改め、同号ただし書を削り、 の全日に使用する場合 (ノンリニア編集機を使用する場合を除く。)」に改め、「使用料 「使用時間区分以外の時間に使用する場合」を「時間帯区分以外の時間帯を使用する場 別表備考第二号中「「全日」の使用時間区分の時間に使用する場合」を「時間帯区分 同表備考第三号中

> に「ものとする」を加え、同号を同表備考第四号とし、同表備考に次の一号を加える。 「前二号の規定により算定した」に、「十円未満を」を 五 数があるときは、これを一時間として計算するものとする。 **ノンリニア編集機を使用する場合において、当該使用時間に一時間に満たない端** 「これを」に改め、 「する」の下

は平成三十一年十月一日から施行する。 この規則中第六条第一項の改正規定は平成三十一年四月一日から、その他の改正規定

布する。 岐阜産業会館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公

平成三十一年三月二十八日

岐阜県知事

古

田

岐阜県規則第二十九号

岐阜産業会館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

号) の一部を次のように改正する。 岐阜産業会館の設置及び管理に関する条例施行規則(昭和四十五年岐阜県規則第百二

「一三、三九〇円」を「一三、六四〇円」に、「二三、八七五円」を「二四、三一五円」 〇〇円」に改め、同表ホール(岐阜文化ホール)の部土曜日、日曜日及び休日の項中 円」を「三二、四二五円」に、「三、〇五五円」を「三、一一〇円」に改め、同表小展 「二、一七〇円」を「二、二一〇円」に改め、同部その他の場合の項中「三一、八三五 る場合でその使用者が異なる場合の項中「二二、六八〇円」を「二三、一〇〇円」に、 を「二、二三〇円」に改め、同表第一会議室の部中「三、六〇〇円」を「三、六六五円 を「一〇、四五五円」に、「一九、〇一〇円」を「一九、三六〇円」に、「一、一九〇円 円」を「三、九六〇円」に、「八、七四五円」を「八、九〇五円」に、「二〇、二六五円 に、「二、七二五円」を「二、七七五円」に改め、同部その他の日の項中「三、八九〇 「四、七五〇円」を「四、八四〇円」に、「一〇、二六五円」を「一〇、四五五円」に、 示場の部中「二二、五〇〇円」を「二二、九〇〇円」に、「二、一六〇円」を「二、二 七四〇円」を「一〇、九四〇円」に改め、同表中展示場の部同時に大展示場が使用され 別表第一大展示場の部中「一一二、〇五〇円」を「一一四、一〇〇円」

「一二、二九〇円」を「一二、五二〇円」に、「一、二九五円」を「一、三二〇円」 を「一、四七五円」に、「二、〇二五円」を「二、〇六五円」に、「四、一一五円」を 「四、一九〇円」に、「四四〇円」を「四五〇円」に改める。 同表第二会議室の部中「一、一五〇円」を「一、一七〇円」に、「一、四五〇円」 六五〇円」を「四、 七三五円」に、 「五、三四〇円」 を 垚 四四〇円」 に改 に

項中「二一五円」を「二二〇円」に、「二六五円」を「二七〇円」に改める。 化ホール)の項中「一、七三〇円」を「一、七六〇円」に改め、同表第一会議室の項中 「一、三二〇円」に、「一、六二五円」を「一、六五五円」に改め、同表ホール (岐阜文 の項中「八六五円」を「八八〇円」に改め、同表小展示場の項中「一、二九五円」を 「六五〇円」を「六六〇円」に、「八一五円」を「八三〇円」に改め、同表第二会議室の 別表第二大展示場の項中「三、七八五円」を「三、八五五円」に改め、同表中展示場

DVDプレーヤーの項中「五四〇円」を「五五〇円」に改め、同表ワイヤレスマイクロ ト (一キロワット) の項中「二一五円」を「二二〇円」に改め、同表サービススポット 同表各種効果器の項中「五四〇円」を「五五〇円」に改め、同表サービススポットライ ペンションスポットライト (一キロワット) の項中「二一五円」を「二二〇円」に改め、 を「三三〇円」に改め、同表シーリングスポットライト (一キロワット) の項及びサス **ホンの項中「六五〇円」を「六六〇円」に改め、同表マイクロホンの項中「三二五円」** 四〇円」に改め、同表CDプレーヤーの項中「三二五円」を「三三〇円」に改め、同表 中「五四〇円」を「五五〇円」に改め、同表MDレコーダーの項中「四三〇円」を「四 改め、同表可搬型拡声装置 (マイクロホンを除く。) の項及びVHSビデオデッキの項 同表拡声装置(マイクロホンを除く。)の項中「一、〇八〇円」を「一、一〇〇円」に 円」を「二七〇円」に改め、同表金びょうぶの項中「六五〇円」を「六六〇円」に改め、 の項中「一、二五〇円」を「一、二七五円」に改め、同表スクリーン(可搬型)の項中 ンスポットライトの項中「八〇五円」を「八二〇円」に改め、同表フロントサイドスポッ 表ローアホリゾントライトの項中「五四〇円」を「五五〇円」に改め、同表センターピ に改め、同表アッパーホリゾントライトの項中「八〇五円」を「八二〇円」に改め、同 に改め、同表フットライトの項及びボーダーライトの項中「五四〇円」を「五五〇円」 同表サスペンションスポットライト (五〇〇ワット) の項中「一六〇円」を「一六五円」 トライトの項及びステージスポットライトの項中「二一五円」を「二二〇円」に改め、 別表第三反響板の項中「八〇五円」を「八二〇円」に改め、同表演台の項中「二六五 (五〇〇ワット)の項中「一六〇円」を「一六五円」に改め、同表プロジェクター

岐

五〇円」に改め、同表に次のように加える。 「二六五円」を「二七〇円」に改め、同表ロー リングタワーの項中「五四〇円」 を 云

ベルトパーテーション	
_ 組	
五〇円	

附 則

この規則は、平成三十一年十月一日から施行する

ソフトピアジャパンセンター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十八日

岐阜県知事 古 田

岐阜県規則第三十号

ソフトピアジャパンセンター 条例施行規則の一部を改正する規則

を次のように改正する。 ソフトピアジャパンセンター条例施行規則 (平成八年岐阜県規則第四十三号) <u>თ</u> 部

「一、五一〇」を「一、五四〇」に改め、同部エフェクトスポットの項及びディスクマ の部映像設備の項中「一〇、八〇〇」を「一一、〇〇〇」に改める。 備の部拡声装置の項中「一、九四○」を「一、九八○」に改め、同表その他の附属設備 改め、同部スモークマシンの項中「一、四一〇」を「一、四三〇」に改め、同表音響設 五一〇」を「一、五四〇」に改め、同部ミラーボールの項中「六五〇」を「六六〇」に **を含む。) の項中「一、〇八〇」を「一、一〇〇」に改め、同部ストロボの項中「一、** シン (種板を含む。) の項中「八六〇」を「八八〇」に改め、同部ダブルマシン (種板 リンクカウンターの項中「七六〇」を「七七〇」に改め、同部折り畳みステージの項中 「四三〇」を「四四〇」に改め、同表照明設備の部クセノンピンスポットライトの項中 別表第二一1の表舞台設備の部講演卓の項中「六五〇」を「六六〇」に改め、

「一、一九〇」を「一、二一〇」に改め、同表音響設備の部拡声装置の項中「一、九四 会卓の項中「六五〇」を「六六〇」に改め、同表照明設備の部ポーダーライトの項中 を「二、二三〇」に改め、同部映像設備の項中「一二、〇三〇」を「一二、二五〇」に 〇」を「一、九八〇」に改め、同表その他の附属設備の部ピアノの項中「二、二〇〇」 別表第二一2の表舞台設備の部講演卓の項中「八六〇」を「八八〇」に改め、同部司

平成三十一年三月二十八日

号

ジェクター(フロント式)の項中「一、四六〇」を「一、四九〇」に改め、同表テレビ・ 別表第二一3の表司会卓の項中「一六〇」を「一七〇」に改める 別表第二一4の表拡声装置の項中「一、九四〇」を「一、九八〇」に改め、同表プロ

ビデオシステムの項中「七七〇」を「七八〇」に改める。

別表第二二の表ノート型パーソナルコンピュータの項中「六七〇」を「六八〇」に改

設備□の項中「八二〇」を「八四〇」に改める。 別表第二三の表宿泊設備①の項中「一、八五〇」を「一、八八〇」に改め、同表宿泊

この規則は、平成三十一年十月一日から施行する

岐阜県科学技術振興センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

岐阜県知事

古 田

岐阜県規則第三十一号

岐阜県科学技術振興センター 条例施行規則の一部を改正する規則

次のように改正する。 岐阜県科学技術振興センター条例施行規則(平成十一年岐阜県規則第三号)の一部を

岐

料金の項中「持込器具電源利用料金」を「持込器具電源」に改める。 改め、同表同時通訳設備の項中「一〇、八〇〇」を「一一、〇〇〇」に改め、同表映像 **音声送受信設備の項中「四、五三〇」を「四、六一〇」に改め、同表持込器具電源利用** 別表第二一の表折り畳みステージ(幕板を含む。)の項中「四三〇」を「四四〇」に

スクプレーヤー (カセットテープレコーダー付) の項中「三三〇」を「三四〇」に改め、 を「六六〇」に改め、同表液晶プロジェクターの項中「一、六三〇」を「一、六六〇」 中「四三〇」を「四四〇」に改め、同表オーバーヘッドプロジェクターの項中「六五〇」 **同表拡声装置の項中「四三〇」を「四四〇」に改め、同表ワイヤレスマイク (ハンド型・** に改め、同表スライド映写機の項中「六五〇」を「六六〇」に改め、同表コンパクトディ 別表第二二の表テレビの項中「七六〇」を「七七〇」に改め、同表ビデオデッキの項

9)

用料金」を「持込器具電源」に改める。 五三〇」を「四、六一〇」に改め、同表持込器具電源利用料金の項中「持込器具電源利 に改め、同表第四会議室映像音声送受信設備(テレビ会議装置を含む。) スタンド付) の項及びワイヤレスマイク (タイピン型) の項中 の項中「四、 を「三四〇」

附

この規則は、平成三十一年十月一日から施行する。

岐阜県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十八日

岐阜県知事 古 田

岐阜県規則第三十二号

岐阜県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

ように改正する。 岐阜県都市公園条例施行規則 (昭和三十七年岐阜県規則第百三十五号) の一部を次の

別表第一一1の表ゴルフ用具の部クラブセットの項中「三三〇」を「三四〇」に改め

「七、九九〇」を「八、一四〇」に、「七、三四〇」を「七、四八〇」に、「二一、四 〇〇」を「一二、三二〇」に改め、同表本館の項中「六、一六〇」を「六、二七〇」に、 00」を「一一、000」に、「九、九四0」を「一0、一二0」に、「二九、0六0」 九〇」を「二一、八九〇」に改める。 「四、五四〇」を「四、六二〇」に、「四、一〇〇」を「四、一八〇」に、「二二、一 を「二九、五九〇」に改め、同表野球場の項中「三、四六〇」を「三、五二〇」に、 別表第一二1の表陸上競技場の項中「八、三二〇」を「八、四七〇」 に、この、八

「二、七六〇」に改め、同部レスリング用具及び新体操用床マットの項中「二、一六〇」 「三、二四〇」を「三、三〇〇」に、「三、六七〇」を「三、七四〇」に、「一、七三 を「二、二〇〇」に改め、同部体操の項中「一二、九六〇」を「一三、二〇〇」に、 〇」を「一、七六〇」に改め、同部移動式バスケットゴールの項中「二、七一〇」を 別表第一二2の表体育器具の部電光表示盤の項中「九、七二〇」を「九、 六四〇」を「八、八〇〇」に改め、同部陸上競技用具の項中「二一、六〇〇」を 九00」に、

岐

の部中「三三〇」を「三四〇」に改める。

期間)の項中「六五〇」を「六六〇」に、「三三〇」を「三四〇」に改め、同表弓道場 「三三〇」を「三四〇」に改め、同部五〇メートルプール及び二五メートルプール(温水

別表第一四の表茶会用具の項中「一、〇三〇」を「一、〇五〇」に改める。

別表第二水泳場の部五〇メートルプール及び二五メートルプール(冷水期間)の項中

この規則は、平成三十一年十月一日から施行する

「一〇、八〇〇」を「一一、〇〇〇」に改め、同部壁面収納可動席の項中「五四、〇〇 を「一一、七七〇」に改め、同部武道館の項中「五、五一〇」を「五、六一〇」に改め、 中「一六、六三〇」を「一六、九四〇」に改め、同部第二体育館の項中「一一、五六〇」 〇」に、「三、二四〇」を「三、三〇〇」に改め、同表冷暖房設備の部第一体育館の項 「三三〇」を「三四〇」に、「六五〇」を「六六〇」に、「六、四八〇」を「六、六〇 を「二、二〇〇」に改め、同部司会者用演台の項及びバトンの項並びに同表映写設備の ユニットの項中「九〇、七二〇」を「九二、四〇〇」に改め、同部金びょうぶの項中 を「三九、六〇〇」に、「一、三〇〇」を「一、三二〇」に、「二、五九〇」を「二、 0」を「二三、100」に、「二五、九10」を「二六、四00」に、「三八、八八0」 八〇」を「二一、一〇〇」に、「二三、七六〇」を「二四、二〇〇」に、「二二、九六 体育館音響調整設備の項中「一六、二〇〇」を「一六、五〇〇」に改め、同部第二体育 〇」を「五五、〇〇〇」に改める。 部中「一、〇八〇」を「一、一〇〇」に改め、同表その他の部フォークリフトの項中 「五、四〇〇」を「五、五〇〇」に改め、同部演台(花台を含む。)の項中「二、一六〇」 同部体育室の項中「三、六七〇」を「三、七四〇」に改め、同表舞台設備の部組立舞台 六四〇』に、「一、八四〇」を「一、八七〇」に、「三、六七〇」を「三、七四〇」に、 〇〇〇」に改め、同部夜間照明の項中「五、九五〇」を「六、〇六〇」に、「一一、八 「二、八一〇」を「二、八六〇」に、「一、〇八〇」を「一、一〇〇」に改め、同部ス を「一、〇二〇」に改め、同表照明設備の部アリーナ照明の項中「三、六七〇」を「三、 四〇〇」を「五、五〇〇」に改め、同表映像設備の部第一体育館の項中「一、〇〇〇」 テージ照明の項中「二一、六〇〇」を「二二、〇〇〇」に、「五四、〇〇〇」を「五五、 七四〇」に、「七、二四〇」を「七、三七〇」に、「一、四一〇」を「一、四四〇」に、 八〇」を「二、四二〇」に改め、同部陸上競技場の項及び野球場放送設備の項中「五、 館放送設備の項中「三、二四〇」を「三、三〇〇」に改め、同部武道館の項中「二、三 「二、四九〇」を「二、五四〇」に改め、同表音響設備の部第

阜市薮田南二丁目一番一号

所者

平成三十一年三月二十八日発行

庁

発 発 行 行

> 岐阜市三輪ぷりんとぴあ十三 一 岐 阜 文

> > 芸 社